

質問書（様式第6号）による質問及び回答内容

No.	質問内容	質問に対する回答
1	市有財産売買契約書（案）第10条（契約不適合責任）について、売買契約後、万一地中から埋設物（コンクリートガラ、産業廃棄物）等が発見された場合は、どうなるのでしょうか。	御質問のケースにおいて市は契約不適合責任を負いません。ただし、契約者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者のときで、通常の設定をはるかに超える量の地中埋設物や土壌汚染の発見により、「入札参加申込書（様式第1号）2 土地利用計画の概要」に記載する目的が達成できないことが明白な場合には、市有財産売買契約書（案）第7条に定める引渡しの日から2年間に限り、市は契約不適合責任を負う場合があります。